# 米子市空家等対策計画(素案)に対する 市民意見公募の実施結果について

米子市では、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年度に「米子市空家等対策計画」を策定することとしており、「米子市空家等対策計画(素案)」について、市民意見公募を実施しました。

本計画素案に対して、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

## 1 実施概要

## (1) 意見公募の期間

平成30年11月5日(月)~平成30年12月5日(水)

## (2) 公表方法

米子市ホームページ掲載、米子市役所住宅政策課、米子市淀江支所地域生活課、米 子市行政窓口サービスセンター、ふれあいの里1階案内、米子市内各公民館

## 2 意見公募実施結果

## (1) 意見数

提出者数: 4人

#### (2)意見内訳

意見数 : 13件

# いただいたご意見とご意見に対する本市の考え方

※詳細については、2ページ以降に掲載しています。

## 米子市空家等対策計画 (素案) に対する市民意見公募 いただいたご意見とご意見に対する本市の考え方

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
1	空家の利活用について、ゲストハウス	空家等は個人の財産であり、基本的
	や大人向け・高齢者向けのシェアハウス	に所有者等が改修を行うことになりま
	などを作ってはどうか。	すが、空家等の利活用の促進について
	例えば、子供が独立して1人暮らしに	は、関係団体とも連携しながら引き続
	なる親のために同世代の人とルームシ	き検討していきます。
	ェアをするとかはどうか。	
2	近隣の高齢化も進んでおり、昨今の災	いただいたご意見は、今後の参考と
	害の被害を目の当たりにすると、いざと	させていただきます。
	いうときの対応も日々考えざるを得な	
	い。鳥取県中部地震の話を聞くと、やは	
	り最後に当てになるのは、隣近所の日頃	
	からの結びつきだということが明確に	
	なっているので、公民館・自治会活動の	
	ベースとして、「向こう三軒両隣エリア」	
	単位のつながりを想定した空き家対策	
	の計画もあってよいのではないかと考	
	える。	
3	家主、管理者の承諾を得て、米子市が	いただいたご意見は、今後の参考と
	無償譲渡を受けて、有効活用する。ある	させていただきます。
	いは、土地購入希望者があれば、一定の	
	条件をつけて安価で払い下げる。 (※一定の条件とは、例えば、地域の活	
	性化のために有効活用する場合など。)	
4	家主、管理者が、土地付きでの売却を	倒壊等の危険性がある特定空家等
4	提示していても、3年に渡って買い手が	については、法に基づき助言・指導、
	つかず、その先も売却の目処がたたず、	勧告、命令など、適切に措置を講じま
	家屋倒壊や環境悪化による近隣への影	一般 ロ、 中 ロ な こ、
	響がある場合、米子市は速やかに空き家	また、特定空家等の所有者等による
	を解体し更地にするように家主・管理者	除却に対して補助制度の創設を検討
	に督促する。その場合において解体する	しています。
	場合に、費用を一部補助する制度をつく	
	る。上記の物件の購入者に対しても、同	
	様に補助する。	
5	家主・管理者あるいは物件購入者が、	いただいたご意見は、今後の参考と
	災害や高齢者対策または地域活性化を	させていただきます。
	目的に、新築あるいは改築し活用する場	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
	合に、費用の一部補助あるいは固定資産	
	税の免除や軽減措置を行う。	
6	神戸市居住支援協議会の例で、住まい	いただいたご意見は、今後の参考と
	の家財について、片づけを行うサービス	させていただきます。
	がある。	
	米子市においても、片づけることに対	
	して補助金などの制度を検討していた	
	だくと良いと思う。空き家予備軍も有効	
-	活用しやすくなるのではないか。	ナナベル カウナダケー インフ目に
7	意識啓発のセミナーをチームでしていく。	本市では、協定を締結している関係団体と連携して「空き家相談会」を実
	V · \ 0	施しており、今後は「空き家セミナー
		&相談会」としての実施を検討してい
		るところです。
	空き家情報バンクはもう少しネーミ	空き家情報バンクについては、今後
	ングをおもしろくしたらいいのではな	名称も含めて改善を検討することとし
	いか。「毎日カメムシと格闘するほど自	ております。
	然あふれる住まい」とか「海が見えるだ	
	けの家」など、鳥取県らしいだじゃれな	
	どで表現することも良いと思う。	
8	DIYを指導できるような業者と連	関係団体と連携しながら検討してい
	携するのはどうか。DIYを指導するセミナー等を開催することも良いと思う。	きます。
9	特定空家等の措置における助言・指	本計画における助言・指導、勧告に
U	導、勧告で「立木竹の伐採その他周辺の	おける表現については、空家法第14
	生活環境・・・・」という表現について、	条第1項及び第2項に即して記載して
	空家の樹木の伐採を行った経験から、助	おりますので、表現の変更は考えてお
	言・勧告表現の変更を求める。	りません。
	樹木等の手入れ、伐採以前に、敷地に	なお、特定空家等に対する措置に廃
	放置された廃棄物(窓ガラス、釘付きト	棄物への対応等が含まれるか否かにつ
	タン、壊れた陶器類・金属製品、家具	いては、個別の事案に応じて判断する
	等々)があり作業する上で危険であり、	ことになります。
	困難さがあった。依頼者も隣地に影響を	
	与えている樹木を伐採しておけばとの 思いから依頼されたであろうが、足元、	
	作業通路に廃棄物があっては作業にな	
	らない。先ずは廃棄物の整理からと思	
	う。	
	本計画書においても廃棄物関連は「そ	

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方	
	の他生活環境の保全・・」という表現に 含まれているとも読めるが、本計画をよ り実効性をもたせるため「敷地内の草 木、工作物、廃棄物等の整理」のような 表現はできないか。		
10	P38 跡地の利活用について、「・・・土地利用価値の向上に取り組みます。」だと具体性に欠けている。「空き地情報を登録する」、「庁内関係課と連携しながら」程度の表現があっても良いのではないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり記述を加筆します。 (旧)「…適切な管理と跡地の利活用を促し、地域の環境改善や土地利用価値の向上に取り組みます。」 (新)「…関係団体等と連携し、適切な管理と利活用を促進することで、地域の環境改善や土地利用価値の向上に取り組みます。」	
11	空家発生予防には、空き家となるおそれのある所有者と日常的に交流ある民生委員とか自治会役員からの情報収集を行い、早めの啓蒙・相談活動が大切だと考える。しかし、庁内推進体制としてこれらの所管課が推進委員に含まれていない。民生委員、地域の情報をくみ上げることのできるトータルな地域づくり体制を望む。	空家等対策を推進するうえで地域と の連携は重要だと考えております。関 係課と協議しながら、施策の内容に応 じて必要な体制を検討していきます。	
12	総合政策課の空き家情報バンクに、「空き地」情報も追加してはどうか。	空き家情報バンクについては、今後 改善を検討することとしており、その 中で空き地の取扱いについても検討し ます。	
13	P41 地域・関係団体との連携について「空家等の適切な管理を促進します」では弱い。「・・促進し、減少をめざします。」ぐらいは表明してもらいたい。 空家発生の原因には都市計画的なものもある。耕作放棄地の空き地も含めた、市民参加による「まちづくり空き地対策」のための意見交換、検討、提案の場の設置を望みます。	「地域・関係団体との連携」は、第 5章「空家等の実施体制に関する事項」 の中で、実施体制について記載してい るものです。 いただいたご意見は、今後の参考と させていただきます。	
	【か問い合われ生】		

【お問い合わせ先】

米子市都市整備部住宅政策課〒683-8686米子市加茂町一丁目1番地電話0859-23-5288ファクシミリ0859-23-5396電子メールjutakuseisaku@city.yonago.lg.jp